



※**合計所得金額**とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額。平成30年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となっています。

★**1～5段階の合計所得金額**は「年金収入等に係る雑所得」を控除した額となります。令和3年度からはさらに給与所得があり、所得金額調整控除を受けていない場合は、給与所得から10万円を控除した金額となります。